

告示

埼玉県選管告示第三十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、川口市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和四年五月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	本庄市民体育館
所在地	埼玉県本庄市小島南一丁目八番三号
管理者	本庄市長
収容人員	千人